

令和5年12月12日 美郷町農業委員会会議録

令和5年12月12日午後3時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	9番	高 橋 一 平
2番	継 田 竜 也	10番	深 沢 靖
3番	高 橋 広 樹	12番	高 橋 国 広
4番	奥 山 秀 治	13番	佐々木 竜 孝
5番	小 西 嘉 之	14番	加 藤 堅之助
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
8番	高 橋 孝 人	17番	高 橋 正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

11番 齋 藤 美由木

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
- 第 6 議案第54号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午後4時16分本委員会の閉会を告げた。

令和5年12月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年12月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後3時00分
4. 閉 会 午後4時16分
5. 議事録署名委員 8番 高橋孝人
10番 深沢靖

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第13回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、8番、高橋委員、10番、深沢委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第50号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第50号、申請番号41番から申請番号44番について議案書をもとに朗読、説明 】
はじめに所有権移転です。
申請番号41番、六郷地区の田1筆、4,010㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は施設入所により孫へ生前一括贈与をします。です。ので対価はありません。
申請番号42番、仙南地区の畑2筆、706㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は親の農地を相続しましたが、居住地が遠方であるため、当該地の近隣で耕作している受人へ贈与するものです。渡人の希望により対価はありません。
続きまして、使用貸借権です。
申請番号43番、千畑地区の田2筆、10,404㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。10月総会でありました〇〇〇さんが秋田県農業公社へ売買した公社特例事業によるものです。受人は10年

分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。続きまして、賃貸借権の設定です。

申請番号44番、仙南地区の田2筆、1, 852㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり隣地を耕作している受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で期間は10年です。

申請番号41番から44番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第50号について事務局より説明が終わりました。申請番号41番から申請番号44番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号41番から申請番号44番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号41番から申請番号44番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第50号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第51号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第51号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第51号、申請番号67番から申請番号76番について議案書をもとに朗読、説明 】

はじめに所有権移転です。

申請番号67番、千畑地区の田8筆、8, 643㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は受人へ賃貸借契約をしておりましたが、高齢により農地を手放したく、これまで耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号68番、千畑地区の田3筆、2, 558.52㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり農地を手放したく、経営規模を拡大している渡人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で引渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人が所有している農機具は枝豆栽培のためトラクターのほか乗用管理機を所有しております。

申請番号69番、千畑地区の田1筆、957㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は渡人の居住地から距離があり、またこの1筆だけ単独なため作業効率が悪いことから、隣地で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。

受人は農機具一式を所有しております。

申請番号70番、千畑地区の田1筆、1,097㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。圃場整備計画地区の田で、渡人は圃場整備後は耕作しないことから、受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号71番、千畑地区の田6筆、8,326㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は資金が必要となったため受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号72番、六郷地区の田2筆、286㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。以前、両者は農地交換を行いました。面積の差分があったため、今回所有権の登記をして整理したいことから売買となりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料6ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号73番、六郷地区の田1筆、4,505㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり徐々に農地を手放したく、経営拡大したい受人が購入します。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料7ページの通りです。受け人は農機具一式を所有しております。

申請番号74番、仙南地区の田3筆、384㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、遠方に居住しており、農地を手放したく、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料8ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号75番、仙南地区の田1筆、808㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。売買の理由は申請番号74番と同じです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料9ページの通りです。受人はトラクター、田植え機、コンバインを共同所有、もみすり、乾燥はカントリーに委託しております。

続きまして、賃貸借権設定です。

申請番号76番、仙南地区の田1筆、10,340㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり経営規模拡大している受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年です。受人の経営状況につきましては、資料10ページの通りです。受人の農機具は田植え機は共同、その他は所有しております。

申請番号67番から76番までの案件につきましては、いずれも旧農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第51号について、事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。
- 議 長 申請番号67番から申請番号76番までについて質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号67番から申請番号76番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号67番から申請番号76番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第51号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）についてを上程し議題とします。議案第52号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第52号、申請番号179番から申請番号180番について議案書をもとに朗読、説明 】
中間管理事業による賃借権設定です。
申請番号179番、仙南地区の田3筆、6，195㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号180番、千畑地区の田4筆、4，535㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号179番から180番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第52号について事務局より説明が終わりました。申請番号179番から申請番号180番についてですが、申請番号179番は本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後3時13分

- 議 長 それでは、申請番号179番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号179番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号179番については原案のとおり

決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後3時14分

- 議 長 次に、申請番号180番について質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号180番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号180番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第4、議案第52号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第53号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第53号、申請番号5番から申請番号12番について議案書をもとに朗読、説明 】
こちらは受け手の変更についての案件です。
契約期間は現契約の残存期間となります。
申請番号5番、千畑地区の田3筆、7, 632㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんで、所有者は○○○さんです。渡人の体調不良のための移転です。
申請番号6番、仙南地区の田1筆、1, 003㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。所有者は○○○さんです。○○○さんへ集積するためです。
以下5件の渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。
申請番号7番、千畑地区の田3筆、六郷地区の田3筆、9, 168㎡、所有者は○○○さんです。○○○さんへの集積となります。
申請番号8番、六郷地区の田18筆、16, 407㎡、所有者は○○○さんです。○○○と○○○の農地は集積のため、○○○の農地は畦畔はずしのためです。
申請番号9番、千畑地区の田5筆、7, 186㎡、所有者は○○○さんです。○○○さんへの集積となります。
申請番号10番、六郷地区の田6筆、5, 380㎡、所有者は○○○さんです。○○○さんへ集積するためです。
申請番号11番、六郷地区の田2筆、1, 317㎡、所有者は○○○さんです。こちらも○○○さんへ集積するためです。
申請番号12番、六郷地区の田3筆、2, 617㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。所有者は○○○さんです。所有者の方の意向により移

転するものです。

申請番号5番から12番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第53号について事務局より説明が終わりました。申請番号5番から申請番号12番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号5番から申請番号12番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号5番から申請番号12番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第5、議案第53号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時21分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時22分

●議 長 次に、日程第6、議案第54号美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。

●議 長 それでは、議案第54号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第54号について議案書をもとに朗読 】

農政課職員 私から美郷農業振興地域整備計画変更（案）について説明させていただきます。

それでは、議案第54号の資料1ページ、2ページをご覧ください。

今回申請があったのは、除外案件が合わせて6件でございます。

なお、ほ場整備事業関連の申請があり、申出人は資料2ページに記載のとおり9名となっておりますが、件数としては1件として扱わせていただきます。はじめに、除外申請1番について説明申し上げます。

資料は、8ページから13ページとなります。転用事業者は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの父親である、〇〇〇さんでございます。申請地は、〇〇〇と〇〇〇の2筆で、変更申請面積は併せて241㎡となります。現況地目については、〇〇〇が畑、〇〇〇が田となっております。

変更内容につきまして、変更後用途は一般住宅用地となっております。転用事業者である〇〇〇さんは現在、ご実家に居住しておりますが、今年ご結婚され、今後、お子さまの誕生を見据えていることから、〇〇〇さんご夫婦が住む新居の建築を希望されております。

場所の選定につきましては、子育てへの協力を得たいとの考えをお持ちだったこともあり、ご実家の周辺地を候補に選定作業が進められました。しかし、周辺には宅地等の空き地がなかったこと、ご実家が建つ宅地はすでに手狭であることから、ご実家の敷地内にある、当該申請地が選定されたとのことで

す。除外申請1番についての説明は以上となります。

続きまして、除外申請2番について説明申し上げます。

資料は、14ページから18ページとなります。転用事業者は、〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんです。申請地は、〇〇〇で、変更申請面積は552㎡、現況地目は畑となっております。

変更内容ですが、変更後用途は資材置き場用地となっております。御存知の方もいらっしゃると思いますが、転用事業者である〇〇〇さんは、建設業を営んでおります。事業の関係上、一定以上の資材置き場が必要となりますが、現在の資材置き場では手狭になってきているようです。そういったご事情もあり、資材置き場の新設を希望されております。

場所の選定につきまして、現在の資材置き場がある〇〇〇地内を候補として選定作業が進められましたが、条件に合う土地を見つけられず、会社の代表者が所有する当該申請地が選定されたとのことです。

除外申請2番についての説明は以上となります。

続きまして、除外申請3番について説明申し上げます。

資料は19ページから23ページとなります。

転用事業者は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの義理の母親にあたる〇〇〇さんです。

申請地は、〇〇〇で、変更申請面積は522㎡、現況地目は畑となっております。

変更内容ですが、変更後用途は一般住宅用地となっております。転用事業者である〇〇〇さんは、結婚とお子さまの誕生を機に、奥さまのご実家である現住所地に住まわれております。お子さまの成長に伴い、住宅が手狭であると感じるようになったことから、新居の建築を希望されております。

場所の選定につきましては、先ほどの〇〇〇さんと同様、子育てへの協力を得たいとの考えをお持ちだったことに加え、ご実家に住む親御さまの様子も気にされていたことから、奥様のご実家の周辺地を候補に選定作業が進められました。しかし、周辺には住宅建築に見合う空き地がなく、ご実家が建つ宅地もすでに手狭であったことから、ご実家の敷地内にある、当該申請地が選定されたとのことです。

除外申請3番についての説明は以上となります。

続きまして、除外申請4番について説明申し上げます。

資料は24ページから28ページとなります。

転用事業者、土地所有者ともに、〇〇〇のアパートにお住まいの〇〇〇さんです。

申請地は、〇〇〇で、変更申請面積は368.79㎡、現況地目は田となっております。

変更内容ですが、変更後用途は一般住宅用地となっております。転用事業者である〇〇〇さんは、会社都合により現在は〇〇〇に住まわれていますが、お子さまの将来などを考え、地元である美郷町で今後の生活を送っていく気持ちを固めたようです。こういった事情や、一定以上の広さのある住宅を必

要としていたこともあり、新たな住宅の建築を希望されております。
場所の選定につきましては、先ほどの〇〇〇さん、〇〇〇さんと同様、子育てへの協力を得たいとの考えをお持ちだったこともあり、ご実家の周辺地を候補に選定作業が進められました。しかし、周辺には住宅建築に見合う空き地がなく、ご実家が建つ宅地もすでに手狭であったことから、ご実家の隣にある、当該申請地が選定されたとのことです。

なお、当該申請地の南側に、道路と挟まれるような形で、地目が「田」となっている土地が存在しているのが、資料26ページの図面では記されております。こちらについては、資料28ページの現況写真をご覧くださいとお分かりになると思いますが、現在は存在しない農地となっております。状況を整理したところ、当該申請地の南側にある道路が、10年以上前に拡幅工事の対象となり、その際、この農地が用地買収されたとのことでした。図面上では記されている農地ではありますが、現況は存在しませんので、今回の除外申請における要件審査への影響はありません。

除外申請4番についての説明は以上となります。

続きまして、除外申請5番について説明申し上げます。

資料は29ページから33ページとなります。

転用事業者は、〇〇〇のアパートにお住まいの〇〇〇さん、〇〇〇さんご夫婦、土地所有者は、〇〇〇さんの父親である〇〇〇さんです。

申請地は、〇〇〇で、変更申請面積は230㎡、現況地目は田となっております。

変更内容ですが、変更後用途は一般住宅用地となっております。転用事業者である〇〇〇さんご夫婦は現在、〇〇〇にお住まいですが、アパートだと手狭だと感じるようになったことに加え、ご高齢になった親御さんのことも考え、〇〇〇さんの地元である美郷町に移り住むことをお考えになったようです。こういった事情もあり、新たな住宅の建築を希望されております。

場所の選定につきましては、親御さんのこともあり、〇〇〇さんのご実家の周辺地を候補に選定作業が進められました。しかし、周辺には住宅建築に見合う空き地がなく、ご実家が建つ宅地もすでに手狭であったことから、ご実家の隣にある、当該申請地が選定されたとのことです。

除外申請5番についての説明は以上となります。

最後に、除外申請6番について説明申し上げます。

資料は34ページから36ページになりますが、はじめに、2ページの申出一覧をご覧ください。

除外申請6番については、現在、〇〇〇地区で実施されている、ほ場整備事業関連の除外申請となります。2ページに記載しているとおり、転用事業者は美郷町、土地所有者は〇〇〇さん他8名となっております。

申請地については申出一覧に記載の18筆、変更申請面積は計4,211㎡、現況地目はすべて田となっております。

変更内容ですが、変更後用途は公衆用道路となっております。〇〇〇地区のほ場整備事業を実施するにあたり、当該申請地に道路を新設する計画が立て

られました。その計画に関する除外申請が、今回なされております。道路の新設は、他のほ場整備事業実施地区でもあることなのですが、除外手続きを経るというケースは稀でございます。通常であれば、換地処分が完了し、町の所有になってから最終的な道路整備に入るため、農振除外の手続きは不要となるのですが、今回のケースでは、地元の要望があり、可能な限り早い段階で、言い換えますと、換地処分がなされる前に、道路整備を完了させることを目標としております。換地処分前に道路整備をするとすると、現況はあくまでも農地であるため、除外申請をする必要がある、こういった整理の仕方となります。

農振除外で扱ってきたこれまでの案件とは性質が異なるため、宅地等を目的とした場合の、農振法第13条第2項の要件審査は不要となります。そのため、様式も異なっておりますので、ご了承ください。

除外申請6番についての説明は以上となります。

案件すべての説明が終了しました。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

●議 長 議案第54号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。議案第54号について質疑を行います。質疑ございませんか。

17番委員 除外申請1番ですが、手前に建っているのは何になりますか。

農政課職員 ここには小屋が建っており、登記地目は田ですが、現況地目は宅地となっております。

17番委員 登記地目が田で、税務の課税地目が宅地となっていればそれで良いとはならないのではないか、このようなケースが多々あるように思います。農機具を入れるパイプ車庫とかならまだいいのですが、田に建物があって、現況は宅地となっている場合、隣の地番のこととはいえ許可できるかどうか。このような状態を直していかないと、農振除外で申請されても、我々は状況を分かりながら許可は出来ないように思います。

先ほどの農道に関しては例外とは言いつつも、圃場整備絡みなら仕方がないとなりますが、このままでは難しいと思います。

14番委員 法務局照会案件と同じで、法務局から依頼があれば初めて調査するけれども、既に建物がある状況で、宅地課税されていることなので、仕方がない状況なわけですね。昔、勝手にやってしまったことで、本来なら、分筆せずにここ全部宅地にしてもらえば一番良かったと思います。

13番委員 両方直してもらった上で認めるという解釈しかできないのではないですか。

17番委員 大筋反対するものではないのですが、図面と整合性がとれない部分もあります。いずれ転用申請されるわけですから、農政課で申請時に指導していただきたいです。

農政課職員 登記地目が農地で現況地目が宅地となっているような場合は、当然、地目が揃うように指導しますが、案件を上程するまでに地目変更が完了していなくても、登記変更をする確約をとるようにしたいと思います。

●議 長 他に質疑ございませんか。

- 9番委員 除外申請2番ですが、塀を回している写真になってます。この辺の判断はどうなるものですか。
- 14番委員 これを見ると事前着工したと見なされる可能性もあります。
- 17番委員 境界の塀で境をつけるためと言われれば駄目だとは言えないと思います。
- 議 長 他にご意見はございませんか。
除外申請3番についてはどうですか。20ページと21ページの図が違うようです。建物がある状態で図が違います。一部建物にかかっているように見えます。手書きの図面だと判断しかねます。中途半端で分からないものは許可できないとなってしまいます。写真から判断すると建物は明らかに申請地から外れているけれども、20ページと21ページの図では明らかに食い込んでいます。どのように判断しますか。
- 13番委員 図面を作るときには航空写真に合わせた方がいいかもしれません。
- 17番委員 写真が正解なのか、書いた図が正解なのかははっきりしないと保留になってしまいます。
- 議 長 暫時休憩します。 午後4時 3分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後4時15分
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第54号についての意見の答申ですが、除外申請1番、除外申請3番は添付図面の整合性がとれないため保留とします。なお、除外申請1番については、同じ申請者が所有する隣接農地に車庫が建っており、農用地の適正利用の観点から地目変更手続きをするように指導することとします。そのほかについては許可相当と意見決定してもよろしいでしょうか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第54号について、除外申請1番、除外申請3番は保留、除外申請2番と除外申請4番から除外申請6番については、許可相当の意見を附して答申いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和5年第13回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後4時16分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年12月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 孝 人

議事録署名委員 深 沢 靖